

《出張理容・美容について》

理容・美容行為は理容師・美容師でなければ施術することができません。

さらに、理容師・美容師であっても保健所の確認を受けた理容所・美容所でなければ施術することができません。

ただし、次のような場合には理容所・美容所以外の場所でも施術することが認められています。

1 理容所・美容所以外で理容・美容行為ができる場合

- ① 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない方
- ② 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている方
- ③ 社会福祉施設等に入所している方
- ④ 婚礼その他の儀式に参列する方(その儀式の直前に行うものに限る。)
- ⑤ 災害等により避難所等に避難している方

⇒ **①から③に該当する場合は、あらかじめ届出を行ってください。**

2 提出書類

理容師美容師出張業務開始届

結核、感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書

理容師・美容師免許証の写し

診断書、免許証の写しは、岡山県内の理容所・美容所に現在従業者登録している方は省略可



《ウイルス性肝炎について》

◆ウイルス性肝炎とは？

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して、肝臓の細胞が壊れていく病気です。

この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、肝硬変や肝がんに至ることもあります。

◆ウイルス性肝炎の感染経路は？

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があります。

◇主な感染経路

- 肝炎ウイルスが含まれている血液の輸血等を行った場合
- 注射器を肝炎ウイルスに感染している人と共用した場合
- 肝炎ウイルスに感染している人が使用した器具を、適切な消毒などを行わずにそのまま用いた場合など

**病原菌による器具類への汚染があった場合、それらの器具類から人への新たな感染が考えられます。
器具類の洗浄・消毒を確実に実施するようお願いいたします。**

《器具等の消毒方法》

器具等の消毒方法は、理容師法・美容師法施行規則第25条で定められています。

＜消毒の流れ＞消毒前の洗浄→消毒→水洗→保管

岡山市理容所及び美容所における衛生管理に係る行政指導指針による

使用する 方法	消毒方法	かみそり及び 血液付着器具	かみそり以外で 血液付着のない器具	材質等による適性	消毒時間	交換頻度
	煮沸	沸騰後2分間以上	沸騰後2分間以上	陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適する。くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。	2分	
	エタノール (消毒用)	薬液に 10分間以上浸す	薬液を含ませた綿・ ガーゼで表面を拭く		10分	1回/7日 蒸発・汚れを考慮
	次亜塩素酸 ナトリウム	0.1%の薬液に 10分間浸す	0.01%～0.1%の薬液に 10分間以上浸す	金属器具及び動物性繊維製品は 腐食するので使用する場合は、 必要以上に長時間浸さないこと。	10分	毎日交換
	逆性石ケン液		0.1%～0.2%の薬液に 10分間以上浸す		10分	毎日交換
	紫外線照射 (85 μ W/cm ² 以上)		連続して20分間以上 照射する		20分	2000～3000時間 使用后、 殺菌灯の交換
	蒸気		80℃を超えた蒸気に 10分間以上 触れさせる	ガラス、陶磁器、金属及び繊維製 の器具等の消毒に適する。くし類 等合成樹脂製のものの一部には 加熱より変形するものがある。	10分	
	グルコン酸 クロルヘキシジン		0.05%薬液に 10分間以上浸す		10分	毎日交換
	両性界面活性剤		0.1%～0.2%の薬液に 10分間以上浸す		10分	毎日交換

※クレゾールは、平成12年から器具の消毒には使用できなくなっています。